

「プロバイダ責任制限法 発信者情報開示関係ガイドライン」の一部改訂案に係る意見募集結果

- 意見募集期間 : 2021年5月28日(金)から2021年6月18日(金)まで
- 意見提出件数 : 3件 (個人:1件、法人2件)

	意見提出者
1	個人(1件)
2	楽天モバイル株式会社
3	ソフトバンク株式会社

## ○お寄せいただいたご意見及びそれに対する考え方

ご意見の概要	意見に対する考え方
<p>1. ガイドライン全般に関してのご意見</p> <p>個人の氏名、住所が第三者により無断でインターネット上に拡散された場合、それだけでは名誉棄損に該当せず、一般社団法人セーファーインターネット協会（Safer Internet Association, SIA）や警察も動いてくれません。</p> <p>私のケースでは、すでに削除されている古いホームページのタイトル欄の下のスニペット欄に、氏名、住所が表示されていました。</p> <p>何百回も、グーグル削除リクエストを利用して、削除申請をしましたが、多くが「拒否」され、一部の削除が認められても、後日同様の内容が復活している状態を何度も現存も繰り返しています。正直、大変な労力を費やします。</p> <p>現在は、ドメイン名から IP アドレスを特定し、プロバイダーを特定するまでに至っております。</p> <p>プロバイダ責任制限法 発信者情報開示関係ガイドラインでは、名誉棄損だけでなく、住所、氏名などの個人データの書き込み行為も対象にさせていただきたいと考えています。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>今回の改訂箇所以外へのご意見として、関係者に共有し、今後の参考とさせていただきます。なお、当ガイドライン「2 (2)(b)プライバシー侵害」(p13 以下)において、「一般私人の個人情報のうち、住所や電話番号等の連絡先について、・・・氏名等本人を特定できる事項とともに不特定多数の者に対して公表された場合には、通常はプライバシー侵害となると考えられる」旨を記載しているところで</p> <p>す。</p>

2. SIA「明白性ガイドライン」に関する追加箇所  
(P12の「なお、」以下) に関して

「裁判外（任意）開示の可否判断に際し」、「一般社団法人セーフティーインターネット協会（SIA）」が策定した「権利侵害明白性ガイドライン（第1版）」（以下「当該ガイドライン」という。）を「必要に応じて参照されたい」との記載が追加されることに関して、コンテンツプロバイダによる削除等の対応とは異なり、経路プロバイダにおいては個人情報や通信の秘密の開示となるため、明確な違法性阻却事由がない場合における任意での対応は困難です。よって、経路プロバイダにおいては、当該ガイドラインを参照した場合であっても開示に応じられない場合がある旨を付記いただく必要があると考えます。

【楽天モバイル株式会社】

当ガイドラインでは、権利侵害の明白性の判断がプロバイダにおいて困難であり、疑義がある場合には裁判所の判断に基づき開示を行うことを原則とするものとしております。今回の改訂案は、この原則を否定するものではなく、「権利侵害明白性ガイドライン」を明白性判断の際の参考資料として位置づけることができる旨を追記したものであり、ご指摘の点は文脈上明らかであると思われまので、原案どおりいたします。

3. p6 (請求者の代理人が弁護士の場合、権利を侵害された者が本人であることを確認していることをプロバイダ等に表明する場合は、本人性を証明する資料の添付を省略できることとするもの) に関して

請求者の代理人が弁護士であった場合において、当該弁護士が「請求者が本人であると確認したことを表明保証する」ときは、本人確認書類を省略可能とするということと拝察します。

本人確認書類を省略することにより、事務処理に於いては

- ・ 請求者名に誤りがある（「瀆」「浜」等の漢字等）
- ・ 婚姻等で別姓になっているにもかかわらず、旧姓で請求

といった事象が発生することも想定されます。

これらのことにより、弁護士を代理人とした請求において本人性確認資料が提出されない場合、弊社では請求書記載の請求者氏名等が正しいかについて確認することが出来なくなり、誤った請求者名による請求手続に対応してしまう可能性が生じます。

このため、上記のようなケースへのご配慮をいただき、最終的には請求者の利益に資するよう、正確な処理を行うことが必要等のために開示請求を受けた側から本人性確認書類の提示を弁護士に求めた場合には、弁護士であっても請求者の本人確認書類を提示いただくことができるように、ガイドラインの追記・修文のご検討をお願い致します。

【ソフトバンク株式会社】

ご指摘のようなケースでは、プロバイダ等は当然に本人確認書類の提示を求めることができるものであり、今回の改訂案はそれを否定する趣旨のものではありません。

ただし、プロバイダ等や代理人の弁護士における実務上の指針として当ガイドラインが活用されることに鑑みて、ご意見を踏まえ、注釈にご指摘の趣旨の文言を追加します。